

学校いじめ防止基本方針

秦野市立渋沢中学校

秦野市立渋沢中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 学校のいじめ防止に向けた方向性・目標

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どの学校においても起こりうるものであり、その背景は多種多様なものです。秦野市教育委員会は、秦野市教育振興基本計画である「はだのわくわく教育プラン」において、『いじめ等の対策の推進』を掲げ、学校、教育委員会、関係機関等が連携して、適切な対策を推進しています。本校では「いじめは、絶対に許されないもっとも卑劣で卑怯な行為」「いじめの発見と迅速な対応」「これはいじめだという感性」の理念のもと、取組を進めてきています。私たち渋沢中学校教職員は、学校教育推進の重要な視点として常に意識を持って教育実践に携わることが求められています。

いじめ防止に向けた取組は、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の3つの視点が必要です。日常的に人権教育、道徳教育の実践や、生徒とともにいじめ撲滅のための運動や活動を重ね、いじめが発生しにくい土壌をつくる「未然防止」、定期的な調査や教育相談等を通じていじめの「芽」を摘む「早期発見」、発生した事案に対して保護者、関係機関等と連携し真摯にその解決に向けて全力を尽くす「早期対応」の3視点です。それぞれの視点に立ち、渋沢中学校のいじめ防止に係る基本方針をここに定めます。

(2) いじめの定義、いじめの理解

いじめは、いじめ防止対策推進法第2条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努めることが必要です。いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

ア いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である

イ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る

ウ いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る

エ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある

(3)いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

(1)いじめの防止

ア 未然防止のための取組

(ア)いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、生徒の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要です。そのためにも、道徳の授業はもちろん、教育活動全般において道徳教育・人権教育を推進します。

(イ)生徒たち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努め、明るく健全な学級の雰囲気づくりに努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることが求められます。そのためにも、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。

(ウ)日頃よりきめ細かい生徒観察に努め、いじめの背景にある、生徒たちが抱える学業や家庭環境、人間関係等につまわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。そのためにも、会話や文章を通した生徒との「対話」を心がけます。

(エ)生徒会主催の「思いやり集会」・年5回実施する「あいさつ運動」などの生徒の主体的な活動を推進し、生徒自身がいじめの防止を訴えるような学校の雰囲気を作り出していきます。

(オ)職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組みを進めます。

(カ)サポート隊(保護者)が定期的に校内を授業中や休み時間に見回り、校内の環境美化に努めながら、学校を見守っています。

(キ)「いじめ暴力行為等の問題行動のない学校づくり」をテーマとし、支援連絡会を年1回実施します。また朝のあいさつ運動(5回)・帰りのあいさつ運動(1回)を行い、地域に見守られている意識を生徒に感じさせ、地域と一体となった学校作りをします。

「支援連絡会メンバー」

- ・ 秦野警察・少年相談保護センター・平塚児童相談所・少年補導員
- ・ 街頭相談員・こども若者相談担当・学校専門相談員・秦野市教育委員会
- ・ 保護司会・民生委員・主任児童員・青少年相談員・自治会連合会
- ・ P T A・学校職員・学校運営協議会

イ 教職員の資質能力向上を図る取組

- (ア) 日頃より学年教員集団を基本としたチームでの組織的な運営に努め、学年経営や学級経営についての情報交流を密に行います。
- (イ) わかる授業作りを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫を行います。そのために、日頃から互いの授業を見合いながら切磋琢磨する姿勢を持ち、創意工夫のある授業実践に努めます（互見授業）。
- (ウ) 生徒のコミュニケーション能力等の育成及び情報モラル教育の充実を図るために、教育委員会等の主催による研修会に積極的に参加します。
- (エ) 道徳授業を計画的に行い、学年教員組織の中で、教材の有効性や、授業実践時の生徒の様子等語り合いながら、「活きた」道徳授業実践に努めます。

(2) 早期発見

ア いじめの早期発見のための取組

- (ア) いじめの早期発見に向け、教員が日頃から、生徒たちの表情や態度のわずかな変化やサインを見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ることが重要です。そのためにも学年教員集団を基盤とした組織的な情報交流や啓発活動に積極的に努めます。
- (イ) 定期的に行うアンケート調査等によって、常に生徒たちの状況を把握するとともに、生徒たちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが必要です。本校としては、学期に1回教育相談期間を設定し担任による生徒への面接を個別に行い、実施する前には「いじめ」も含めた相談アンケートを記名で行います。また、状況に応じて無記名によるアンケート調査を実施します。
- (ウ) 生徒や保護者によるスクールカウンセラーとの面談が有機的に行うことができるように、教育相談コーディネーター及び生徒指導担当が中心となり適切な環境整備に努めるとともに、週1回生徒支援連絡会を開催し、情報を交流するとともに支援の方向性について共通理解を図ります。
- (エ) いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、家庭や地域に向けていじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。そのためにも学校便り・学年便り・学級通信を効果的に活用するとともに、保護者や地域の方々の来校の機会を多く持つことに努めます。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (ア) いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- (イ) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

イ 所轄警察署との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

ウ いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (ア)いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめられた生徒の安全を確保します。
- (イ)必要に応じていじめた生徒を別室において指導し、状況に応じて出席停止制度を活用し、いじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる環境の確保を図ります。
- エ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
 - (ア)いじめた生徒にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
 - (イ)迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに継続的な助言を行います。
- オ いじめが起きた集団への働きかけ
 - (ア)いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
 - (イ)はやしたて、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- カ インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。
- キ いじめ発見から対応にいたるフロー図―① (別紙①)

3 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の設置

【生徒支援連絡会 (毎週開催)】

(1)組織の役割

- ア 各学年からの生徒支援に関わる事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、学校全体としての対応を協議、確認を行う組織。いじめ防止の観点では、事案に対する対処及び未然防止、早期発見のための対応協議を図る役割を担います。
- イ 具体的には、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有を行う役割を担います。併せて、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核を担います。

(2)構成員

校長・教頭・学校生徒指導担当者・学年生徒指導担当者・養護教諭・教育相談コーディネーター
支援級担当職員・通級指導教室担当職員・スクールカウンセラー

(3)組織と教育相談体制

- ア 事案に応じて教育相談コーディネーター及び生徒指導担当と調整を行い、本人及び保護者との相談または担任との相談を設定。

イ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正

(4)組織と生徒指導体制

ア 各学年生徒指導担当より学年教員へ連絡し指導の共通理解を図ります。必要に応じて生徒指導連絡会全体会を行う場合もあります。

イ いじめの情報収集

ウ いじめ事案への対応検討や決定

エ いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

(1)重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味

(ア)いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合

(イ)いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安とします。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応します。）学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

(ウ)生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合にはただちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

ウ 調査の主旨

(ア)発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

(イ)市教育委員会への調査結果の報告

エ 調査の主体

(ア)学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」（生徒指導連絡会）が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

(イ)教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときには、教育委員会において調査を実施します。

a 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該学校を設置する教育委員会が判断した場合

b 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

オ 調査を行うための組織について

【学校危機管理対策委員会】

(ア)役割

- a いじめ行為がいつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする役割。
- b 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明。
- c 教育委員会への調査結果報告。

(イ)構成員

校長・教頭・教務・学年主任・生徒指導担当者・養護教諭・関係職員
教育相談コーディネーター・スクールカウンセラー・PTA会長・学校運営協議会委員等
(必要に応じて適切な専門的知識及び経験を有する第三者の参加を諮る)
(市教育委員会の指導・助言のもとにメンバーを決定します)

カ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、上記の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

(2) 重大事態に係るその他留意事項

ア 調査結果の提供及び報告

(ア)いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をします。

(イ)調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、調査結果は教育委員会を通じて市長に報告します。

なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

イ 重大事態への対応フロー図—② (別紙②)

5 いじめ防止のための年間計画(別紙③)

6 その他留意事項

(1) 秦野市教育委員会教育指導課、秦野警察署生活安全課、秦野市こども家庭支援課こども若者相談担当、平塚児童相談所、地域民生委員、保護司等関係組織との連携及び情報共有については支援連絡会または必要に応じて随時行うものとします。

(2) 生徒支援連絡会は学校基本方針の見直しや取り組み状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど定期的に検証を行います。